

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	平間	清志	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
税務課長	安彦	秀昭	君
町民環境課長	遠藤	稔	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	八矢	英二	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	沖館 淳一 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	一条 敏貴 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	水上 祐治 君
生涯学習課長	池田 清勝 君
スポーツ振興課長	加藤 栄一 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	奥村 朝子
主 幹	太田 健博
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第5号)

令和2年9月7日(月曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第14号 令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について
- 第 3 報告第15号 令和元年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について
- 第 4 報告第16号 令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第 5 認定第 1号 令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 7 認定第 3号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 令和元年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 令和元年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 令和元年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 報告第14号 令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第3 報告第15号 令和元年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について

日程第4 報告第16号 令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、報告第14号令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第3、報告第15号令和元年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について、日程第4、報告第16号令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、以上3件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第14号令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、報告第15号令和元年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率について及び報告第16号令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率についての報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政健全度をはかる指標として位置づけされるものであります。令和元年度決算に基づく健全化判断比率、公共下水道事業及び水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第14号令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率を、別紙、監査委員の意見を付して報告するものです。

今回報告いたします健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標となります。この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階に区分され、早期健全化段階などになった場合には計画を策定し、財政健全化を図ることとなります。

まず、実質赤字比率ですが、土地取得特別会計を含めた一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する割合のことになります。赤字か黒字かを判断する指標となります。令和元年度決算では、実質収支が黒字となりますので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質収支額の標準財政規模に対する割合のことになります。令和元年度決算では、全会計の実質収支は黒字で、資金不足も発生しておりませんので、連結実質赤字比率もございません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する公債費及び下水道事業会計や一部事務組合などの公債費に準ずる元利償還金の標準財政規模に対する割合で、一般会計の標準的な収入が、公債費、借金ですね、借金の返済にどの程度充てられたかを示す指標で、過去3か年の平均で算出いたします。

令和元年度の比率は3.4%となりました。平成30年度は2.9%でしたので、0.5ポイントの増加をしたこととなります。この要因につきましては、一般会計等が負担する公共下水道事業や一部事務組合の元利償還金が増加したことによるものです。

次に、将来負担比率についてですが、この比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計、一

部事務組合等を含めた一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したものです。

令和元年度の比率は31.3%となり、平成30年度の30.3%から1.0ポイント上昇しております。この要因につきましては、小中学校空調設備事業や台風19号災害復旧事業等に係る地方債現在高が増加していることによるものです。

以上のとおり、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準を下回り、町の標準財政規模に対する地方債の返済の割合や抱えている債務の大きさは、現時点では危機的な領域にはなく、町の財政状況が健全であることを示しております。

次に、別冊の監査委員の審査意見書をご覧くださいと思います。

65ページになります。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見が記載されております。

2の審査の結果、(1)総合意見としまして、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められるとの意見が付され、次の66ページ、(3)是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、報告第15号令和元年度決算に基づく柴田町公共下水道事業の資金不足比率についてご説明させていただきます。

3ページをお開きください。

令和元年度公共下水道会計の資金不足比率を、別紙、監査委員の意見を付して報告するものです。

令和元年度決算における歳入歳出差引額は、歳入が3,578万7,293円多く、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

今後も、水洗化率の向上に努めるとともに効率的な維持管理を行い、下水道事業の健全化に取り組んでまいります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

報告第16号令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払金、引当金及びその他流動負債の合計額が1億4,858万2,449円よりも、現金、預金等の流動資産14億780万990円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

給水人口の減少や節水意識の向上により、今後の水需要は減少していくと見込まれますが、効率的な事業運営に努めるとともに、老朽管の布設替えなど計画的に事業を推進してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号令和元年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第16号令和元年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

-
- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 5 | 認定第 1 号 | 令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2 号 | 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 3 号 | 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 4 号 | 令和元年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 5 号 | 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 6 号 | 令和元年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 7 号 | 令和元年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |

○議長（高橋たい子君） 日程第 5、認定第 1 号令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定

について、日程第6、認定第2号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号令和元年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第5号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第6号令和元年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第7号令和元年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第7号までの令和元年度柴田町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された令和元年度柴田町一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算について監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条第1項の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年度決算の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算額では、歳入が150億6,872万9,852円、前年度比16.1%の増、歳出は147億3,745万4,038円で14.4%の増となりました。

歳入歳出の差引き額で示す形式収支は3億3,127万5,814円、令和2年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支では7,181万7,137円となり、これが令和2年度へ繰り越される純繰越金となります。

なお、一般会計と5つの特別会計を含めた歳出決算総額は239億5,631万658円となり、前年度比6.7%の増となっております。

歳入では、町税が前年度より4,938万5,000円の増の約44億2,989万円となりました。これは固定資産税の増が主な要因となっています。

地方交付税については、令和元年度災害復旧事業費などに係る特別交付税が増加したことにより、前年度比で1億6,802万9,000円の増となり、地方交付税と臨時財政対策債の総額では32

億4,930万6,000円となりました。

地方債は、学校教育施設等整備事業債の発行額の増加により、前年度比6億2,800万円増の19億4,530万円となっています。

歳入歳出ともに決算額が前年度を大きく上回りましたが、令和元年度においては5つの重点項目を掲げ、各種施策に取り組みました。

「花のまち柴田」のステップアップとして、白石川千桜公園の花壇の整備や船岡城址公園山頂広場周辺の整備、桜まつり、紫陽花まつり、曼珠沙華まつりの開催など、地域の魅力を高めた中でプロモーション活動を積極的に展開しました。その結果、柴田町を応援していただけるファンがさらに拡大し、ふるさと柴田応援寄附金は、前年度よりも件数が3万3,003件増の4万1,972件、寄附金額は約4億9,000万円増の約6億9,346万円となりました。これは、観光まちづくりが着実に功を奏している成果でございます。

快適な町並みの整備としては、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に着手するとともに、北船岡町営住宅5号棟新築、下名生字剣塚地区に排水ポンプ2基を新設しました。

学力の向上と子育て支援としては、私立認可保育所の開設支援、むつみ学園の民間業者への運営委託、全小中学校普通教室・特別教室等へのエアコンの設置、東船岡小学校大規模改造工事をはじめとする学校施設の環境改善に努めました。

健康タウンしばたプロジェクトの推進としては、仙台大学と連携し、「健康タウンしばたプロジェクト+2019」を実施するとともに、しばた健康づくりポイント事業では、努力型事業「健康100日チャレンジ」を実施し、町民の健康づくりを支援しました。

新たな仕事おこしによる農村や里山の活性化としては、里山ビジネス振興協議会による里山イベントの開催や里山ビジネス振興計画の策定、さらに地方創生交付金を活用した太陽の村キッズバイクパーク整備により、施設全体の魅力を高め、今後の交流人口の拡大と施設の売上げ増加につなげていくなど、各重点項目において一定の成果を上げることができました。

台風災害や新型コロナウイルス禍の中にあいながらも、国の交付金や有利な地方債を活用しながら積極的に事業展開を行った結果、財政調整基金の年度末残高につきましては12億2,969万3,363円となりました。また、町債残高については、前年度比で8億2,049万3,000円増の152億2,562万円となりましたが、そのうち65億752万3,000円が臨時財政対策債となっています。

各種財政指標の中で、経常収支比率が92.6%に上昇したものの、一方で、ふるさと柴田応援寄附金の大幅増による特定目的基金への積み増しができたことにより、実質公債費比率や将来負担比率などの財政健全化判断比率は健全性を確保することができました。

今後とも、Society 5.0の実現やSDGsの達成といった新たな国内外の取組を見据えた「第2期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、財政規律と健全性の確保に留意しつつ、町民の皆様とともに、将来にわたって持続的発展が可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、国民健康保健事業特別会計について申し上げます。

社会保険の拡大適用や定年延長などに伴い被保険者数は減少し、保険給付費も前年度比2.3%減の28億8,227万円となりました。しかし、被保険者全体に占める前期高齢者の割合の増加や医療の高度化などにより、1人当たりの年間医療費は増加しています。

このため、40歳から74歳までの被保険者を対象とした「特定健康診査・特定保健指導」を行うとともに、生活習慣病重症化予防の保健事業を実施しました。

また、医療費の適正化を図るため、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知を送付しました。

なお、東日本大震災による原発避難者の被保険者に対し、引き続き支援を行うとともに、令和元年台風第19号の被災者に対しても保険税の減免や医療費窓口負担の免除を行いました。

国民健康保険税については、納税意識の啓発を推進し、収納率の向上に努めるとともに、未納世帯に対する納税相談、電話催促など諸対策を実施しながら徴収強化に努めました。その結果、1,300万646円の余剰金を計上することができました。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

令和元年度は、船岡字上大原、下名生字新大原、船岡新栄五丁目及び中名生字佐野地区の汚水管工事に取り組み、新たに布設延長935.2メートル、面積4.6ヘクタールの公共下水道供用開始区域が追加されました。

令和元年度末での下水道処理人口普及率は、行政人口3万7,461人に対し、処理区域人口2万9,749人で79.4%となりました。整備済面積は747.2ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積1,046.7ヘクタールに対し71.4%となっています。

浸水対策下水道事業としては、鷺沼排水区雨水整備を大河原町との共同施工により、鷺沼排水区5号調整池整備工事を実施し、事業の推進を図りました。

公共下水道事業特別会計については令和元年度で終了し、令和2年度から下水道事業会計になっております。余剰金1,226万8,322円については、繰越し事業等の財源として下水道事業会計に引き継がれることとなります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和元年度は、地域包括ケアシステムの構築のため、介護予防事業、包括的支援事業、家族支援事業などの事業を昨年度に引き続き実施しました。また、認知症対策としてオレンジカフェや認知症サポーター養成講座を実施しました。

保険給付費については、前年度比1.0%の増の26億583万8,000円となりました。増加した主な給付費は、施設サービス給付費になります。保険給付費については、利用者に給付費通知を年2回送付し、介護保険給付費の適正化に努めました。また、保険料の徴収についても、督促及び納付催告による徴収対策を行いました。その結果、余剰金については1億4,418万8,366円を計上することになりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者資格の認定、保険料の賦課決定、医療給付費などの制度全般の運営が行われました。また、令和元年台風19号の被災者に対し、保険料の減免や医療費窓口負担の免除を行いました。

後期高齢者医療保険料については、制度の周知を図るとともに、保険料の未納世帯に対しては納税相談、電話催促などを実施し、保険料の徴収強化に努めました。その結果、210万4,931円の余剰金を計上することになりました。

次に、土地取得特別会計について申し上げます。

平成24年度に取得しました防災公園・総合体育館整備用地の取得費4億4,000万円のうち、元金及び利子を合わせ4,944万3,182円を償還しました。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

経営面では、水道事業包括管理業務委託により、収益的収支において純利益1億7,294万6,093円を計上することができました。

施設整備面では、老朽管の布設替え工事及び葉坂農地ほ場整備事業に伴う受託事業により3,134メートルの配水管整備を行うとともに、船迫配水場配電盤更新工事などを実施しました。

昭和50年代に布設した配水管の更新時期を迎えていることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げますが、事務事業の具体的な内容などにつきましては、各会計決算書及び「主要な施策の成果と予算執行の実績報告書」を参考にさせていただきたいと思っております。

また、決算の総括概要につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明しますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願い申し上げます。

公共下水道事業の実施した箇所ですが、「船岡字大原、下名生」と読んでしまいました。「上名生字新大原」の間違いです。訂正をさせていただきます。

地方自治法の適用が間違いました。正しくは「第233条第3項の規定」ということでございます。

それから、「剰余金」を「余剰金」と読んでしまったようですが、「剰余金」の誤りでございますので訂正をいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 登壇〕

○会計管理者（平間清志君） 決算概要の説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。

決算概要説明書の2ページになります。上から12行目、中段、実質収支の額（F）の行の「7,187万7,137円」とありますものは、正しくは「7,181万7,137円」の誤りでありますので、「7,181万7,137円」とご訂正をお願いいたします。改めておわび申し上げます。

それでは、決算概要の説明をさせていただきます。

ただいま町長が提案理由で述べました認定第1号令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算及び認定第2号から認定第6号までの各特別会計の決算については、会計管理者としての総括的な決算の概要を説明申し上げます。

配付しております令和元年度の決算書は、地方自治法第235条の5の規定により、本年5月31日に出納閉鎖を行い、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調製を行いました。7月14日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員への審査に付され、審査後の8月25日には、監査委員から町長に審査意見書の提出がありました。監査委員の審査の結果については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりであります。

それでは、令和元年度歳入歳出決算の概要について説明いたします。

お手元の認定第1号から6号関係資料No.1をご覧ください。

初めに、一般会計です。

上段の表、令和元年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表の一番上の欄になります。予算現額の（A）の欄は178億1,902万3,000円となり、前年度に比べ37億1,601万1,000円、26.35%の増となりました。

次に、歳入決算額の（B）の欄は150億6,872万9,852円で、前年度に比べ20億8,480万6,026円、16.06%の増、また歳出決算額の（C）欄は147億3,745万4,038円で、前年度に比べ18億5,262万3,039円、14.38%の増、歳入歳出差引残額の（D）欄は3億3,127万5,814円で、前年

度に比べ2億3,218万2,987円の増となりました。

下段の表、令和元年度一般会計決算収支の状況をご覧ください。

予算現額の(A)欄から歳入歳出差引残額の(D)欄までは、ただいま申し上げたとおりであります。

次の、翌年度へ繰り越すべき財源(E)欄の2億5,945万8,677円は、令和2年度柴田町議会6月会議において、報告第8号及び報告第10号で報告しております令和元年度の一般会計繰越明許費の22事業と事故繰越の6事業のおおのの繰越し財源で、既収入特定財源と一般財源の合計額となります。

実質収支の額(F)は、(D)マイナス(E)で求めた7,181万7,137円となり、この額が令和元年度の決算における剰余金で、令和2年度への繰越金となります。

一方、単年度収支額の(G)欄は、令和元年度の実質収支額から前年度、平成30年度の実質収支の額を差し引いたもので、当該年度1年だけの収入と支出の差額を表すものです。令和元年度実質収支額(F)欄7,181万7,137円から、下段の平成30年度実質収支額(F)欄の8,555万7,827円を差し引いた単年度収支額は1,374万690円の赤字となりました。

また、一番右の欄の実質単年度収支額(K)欄は、単年度の収支額(G)欄に財政調整基金積立額の(H)欄と繰上償還の(I)欄を加え、さらに財政調整基金取崩し額の(J)欄を差し引いた額となります。この実質単年度収支額の(K)欄においても2億8,441万7,570円の赤字となりました。

続いて、各種特別会計について説明いたします。

上段の歳入歳出決算総括表の特別会計の欄をご覧ください。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額の(B)欄は39億2,913万2,640円で、前年度に比べ1億7,661万2,614円、4.30%の減となりました。歳出決算額の(C)欄は39億1,613万1,994円で、前年度に比べ1億7,722万8,548円、4.33%の減となりました。歳入歳出差引残額の(D)欄は1,300万646円となり、剰余金として令和2年度への繰越しとなります。

次に、公共下水道事業特別会計です。

歳入決算額の(B)欄は20億215万3,328円で、前年度に比べ2億1,353万2,323円、9.64%の減となりました。歳出決算額の(C)欄は19億6,636万6,035円で、前年度に比べ2億1,632万6,094円、9.91%の減となりました。歳入歳出差引残額の(D)欄は3,578万7,293円となりました。内訳は、令和2年度柴田町議会6月会議において報告第9号及び報告第11号で報告して

おります繰越明許費 3 事業、事故繰越 1 事業の繰越しすべき財源2,351万8,971円と剰余金1,226万8,322円の合計額となります。この歳入歳出差引額は、令和 2 年度から公営企業へと移行します下水道事業会計への引継ぎ現金となります。

次に、介護保険特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は30億3,457万6,661円で、前年度に比べ8,536万8,209円で、2.89%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は28億9,038万8,295円で、前年度に比べ3,086万1,169円、1.08%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄では1億4,418万8,366円となり、剰余金として令和 2 年度への繰越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は3億9,863万2,045円で、前年度に比べ1,237万4,939円、3.20%の増となりました。歳出決算額の（C）欄は3億9,652万7,114円で、前年度に比べ1,380万7,513円、3.61%の増となりました。歳入歳出差引残額の（D）欄は210万4,931円が剰余金として令和 2 年度への繰越金となります。

最後に、土地取得特別会計ですが、歳入の（B）欄及び歳出の（C）欄の決算額は同額の4,944万3,182円で、歳入歳出差引残額の（D）欄は0円となります。

以上、一般会計と特別会計を合わせた普通会計の決算額は、歳入で244億8,266万7,708円で、歳出で239億5,631万658円と、前年度に比べそれぞれ7.90%、6.70%の増加となりました。

公営企業会計に移行する公共下水道事業特別会計からの引継ぎ現金として3,578万7,293円と土地取得特別会計を除いた普通会計の剰余金の総額は2億3,111万1,080円となり、令和 2 年度への繰越しとなるものです。

次に、関係資料No.2、令和元年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書をご覧ください。

款ごとの歳入歳出決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、決算額構成比、決算額対前年度比を表しています。

表の左側、歳入欄をご覧ください。決算額構成比で全体の29.40%を占める1款町税については、個人町民税と法人町民税が減少となったものの、固定資産税及び都市計画税並びにたばこ税が増額となり、決算額対前年度比4,938万5,150円、1.13%の増となりました。

また、同じく決算額構成比で18.74%を占める12款地方交付税については、基準財政需要額の人口段階補正では減となったものの、社会福祉費単価の改正や保健衛生費係数の改定で増となったことにより、普通交付税では2,633万6,000円の増額となりました。また、震災復興特別交付税が減額となったものの、災害に伴う特別交付税の大幅な増額で、全体では1億6,802万

9,000円、6.33%の増額となっております。

右の歳出欄では、2款総務費が決算額対前年度比で44.09%と大きく増加しているものは、ふるさと納税の伸びによるふるさと柴田応援基金の積立てなどによるものです。続いて、4款衛生費24.89%の増、11款災害復旧費の673.25%の増は、昨年10月の台風第19号被害に係る災害復旧費の増となります。また、10款教育費15.08%の増は、平成30年度より繰越しとなった町内小中学校の空調設備工事などによるものです。

続いて、関係資料No.3、令和元年度各種基金積立状況をご覧ください。

町が保有する18基金の積立て状況は表のとおりです。

各種基金の運用に当たっては、金融機関の動向や経営状況を見据え、安全で確実な公金の運用に努めました。財政調整基金については、最終的な取崩し額は3億1,355万円となり、令和元年度に4,287万3,120円を積み立てた年度末残高は12億2,969万3,363円となりました。

町債等管理基金は、公債費の繰上償還を行わなかったことから、基金の取崩しは行いませんでした。基金運用により生じた利息1万4,421円を積み立てた年度末残高は2億16万2,503円となりました。

次に、特定目的基金のスポーツ振興基金、図書館建設基金及び学校給食センター建設等整備基金などへの積立てを行ったことで、令和元年度末の基金残高の総額は38億2,219万645円となり、前年度より1億9,256万2,284円の増となりました。

次に、関係資料No.4、一般会計決算収支額状況調については、令和元年度と過去11年間の収支状況の推移を掲載したものですのでご参照ください。

また、令和元年度の歳入歳出決算額については、これまでの過去最高額となっております。

以上、令和元年度柴田町一般会計及び各特別会計等の決算についての概要を説明申し上げましたが、詳細については「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び決算事項別明細書などをご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、令和元年度の決算の概要の説明といたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。企業出納員。

〔水道事業企業出納員 登壇〕

○水道事業企業出納員（曲竹浩三君） 認定第7号令和元年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計については、出納閉鎖日が令和2年3月31日となっておりますので、この時点で収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和2年5月30

日、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月25日付で監査委員から審査意見をいただいております。

それでは、別紙、A4判の認定第7号関係資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金10億4,834万6,191円のうち、建設改良積立金から取り崩した1億円を建設改良費に充当しております。この積立金から取り崩し、建設改良費に充当した1億円を自己資金資本金に組入れたいし、また今年度以降の建設改良費等の財源といたしまして4,000万円を減債積立金に、2億円を建設改良積立金に積立てするものです。

次に、柴田町水道事業会計決算額調を基に概要についてご説明申し上げます。

この表は予算と決算を対比して記載していることから、収益的収支及び資本的収支いずれも消費税を含んだ金額で表示しております。

水道事業の収益的収支については、収入が13億1,600万8,322円で、その内訳は水道料金が93.75%を占めており、その他は加入金、下水道負担金、長期前受金戻入が主な収入となっております。これに対し、支出は11億2,073万2,775円で、その主なものは、仙南・仙塩広域水道への受水費が50.18%を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっております。その結果、差引残額が1億9,527万5,547円となり、この金額から資本的支出に係る仮払消費税等を差し引いた金額1億7,294万6,093円が今年度の純利益となります。

また、資本的収支は収入が8,579万3,070円で、企業債が主な収入となっており、これに対し支出は4億1,562万6,298円で、建設改良費、企業債償還金となっております。差引残額は3億2,983万3,228円の不足となっており、この不足額に対しては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上で概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては、令和元年度水道事業会計決算書を参照の上、ご審議をいただき、未処分利益剰余金の処分につきましては、原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、監査委員より監査報告を求めます。大宮代表監査委員の登壇を許します。失礼、「監査報告」と言ってしまいました。「審査報告」の誤りです。大宮代表委員、お願いします。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（大宮正博君） 審査意見の冒頭に当たり、昨年10月、令和元年東日本台風（台

風第19号)が発生し、記録的豪雨に見舞われ、被災された方々に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、被災者救援や被災箇所の調査、応急復旧等に当たられた方々のご尽力に対し敬意を表します。

それでは、令和元年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。

お手元の審査意見書1ページをご覧ください。

先般、町長から地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査意見書に記載の令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計はじめ各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道事業に関わる会計決算書、証書類、事業報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら確実に期して審査を実施いたしました。

令和元年度一般会計及び各種会計並びに水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見を述べさせていただきます。

令和元年度の行財政運営は、第6次柴田町総合計画の初年度となり、前期基本計画の重点プロジェクトである「花のまち柴田」ブランド化ステップアッププロジェクト実現のため、事業の目的や効果を的確に見極めながら、各種事業に積極的に取り組んでいました。

決算では、令和元年度一般会計の歳入総額は150億6,873万円、歳出総額147億3,745万4,000円となり、前年度を大幅に上回り、過去最高額の決算となりました。このことは、地方創生拠点整備交付金や学校施設環境改善交付金などの特定財源を有効に活用して事業を展開した成果であります。

地方公共団体の財政健全度をはかる4つの指標は、全て早期健全化の基準値を下回っていますが、楽観視することなく、今後、学校大規模改造事業等の繰越し事業に係る多額の町債発行

もありますので、将来の公債費償還を見据えて、町債残高が過大に増加することのないように、町債発行額の抑制に努めていただきたいと思います。

魅力あるふるさとづくりのための大切な財源となっている、ふるさと柴田応援寄附金は、令和元年度6億9,346万2,000円と、前年度と比較して4億9,002万2,000円の大幅な増額となりました。これは、首都圏向けプロモーション活動など広報周知に力を入れ、また返礼品開発に努めた結果であり、評価したいと思います。今後も、町のイベント情報等を提供するなど、ご寄附いただいた方々との持続的な関係性を構築していただきたいと思います。

最後に、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大の勢いは止まらず、さらなる拡大の様相を呈し、長期戦も覚悟せざるを得ない状況であります。対策には多額の経費が必要となりますが、災害復旧や大型事業等の実施に伴い、町の財政調整基金は減少しています。新型コロナウイルス感染症対策基金を創設するなど、町民の生活を守るための体制を整備していただきたいと思います。

続いて、令和元年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により提出された書類を審査いたしました。先ほど、町長の報告にありましたとおり、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと判断し、審査意見書65ページから66ページに記載のとおりの内容で審査意見書を提出いたしました。

以上をもって、令和元年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告といたします。

○議長（高橋たい子君） これより休憩いたします。

午前10時45分再開といたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

総括質疑を行います。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん、登壇を許します。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

令和元年度柴田町一般会計歳入歳出決算に対する総括質疑を行います。

1点目、決算の財政分析について。

令和元年度一般会計決算をどのように分析しているのか伺います。

1、令和元年度の歳入歳出決算額が、これまでの過去最高額となった要因は。

2、監査委員による審査意見書によれば、財政構造の弾力性を見る経常収支比率は、全国の市町村平均は90%で推移しているとあります。柴田町は年々悪化しており、令和元年度は92.6%となりました。要因は。

3、将来負担比率は31.3%となり、前年度より悪化しましたが、その要因は。

4、実質公債費比率は3.4%となりましたが、令和元年度単年度で見ると4.3%です。要因は。

5、実質単年度収支額が2億8,441万8,000円の赤字となりました。多額の赤字となった要因は。

2点目、災害を想定したまちづくりについて。

昨年10月の台風19号により、多くの住民の方々が甚大な被害に遭いました。家屋が床上浸水した世帯では大変な苦勞をされ、お盆前にやっと改修を終えた世帯もあります。この大水害から柴田町は何を学び、今後のまちづくりにどのように生かす考えなのかを伺います。私が被災された方に聞き取りを行った際に語っていただいた言葉を引用します。

1、「被災後、広報紙等の町長の言葉が「自分のことは自分で守るように」と聞こえ、町に見放されたように感じた。住民には住民のやるべきことが、町には町のやるべきことがあるはず。その町のやるべきことが見えない。水害をしっかりと検証し、今後に生かしてほしい」。

町では、台風19号関連の資料をまとめ、ホームページにも掲載し、誰でも閲覧できるようになっています。しかし、ここまでで止まっているのではないのでしょうか。

地域ごとの被害発生の状況と、なぜ起きたのか、住民はどのように対応したのか、どうすべきだったのか、検証が必要ではないのでしょうか。また、町の対応については、どのような検証がなされたのでしょうか。その結果を今後の対策に生かすべきではないのでしょうか。

2、「町長には、被災した住民の声を聞いてほしい」「町は、被災した住民にしっかりと向き合ってほしい」。

住民懇談会は、台風から4か月後の2月に3か所だけでの開催となりました。まちづくりの

基本は、まず住民の声を聞くことではないでしょうか。町長は遅くとも12月には被災地域に向いて、被災された方々から直接話を聞くべきだったと思いますが、現在はどのように考えていますか。

3、「被災した地域と被災しなかった地域が、分断しているように感じる。被災しなかった人は、被災して大変な状況にある人たちのことを、もっと理解してほしい」「被災したことを他人に話しにくい。話題にできない雰囲気がある。同じ地域でも被災の度合いが違う」。

このような声をどのように考えますか。床上浸水し甚大な被害となった家屋の中の写真や被災された方の声を広報紙に掲載するなど、理解してもらうための方法を考えるべきでは。また、台風19号を教訓とし、水害に備えるためのシンポジウムを開催し、被災された方に思いを語っていただくことも必要ではないでしょうか。町長はどのように考えますか。

4、「町内で助け合いができないか。被災しなかった人は、被災地域へボランティアに行く仕組みがつかれないか」「ボランティアは重労働だけではない。子どもの遊び相手や高齢者の話し相手も必要。食器洗いも人手が必要」「もっと手助けが欲しかった」。

支援を必要とする人に支援が届いていませんでした。多くの方から、ボランティアを頼みたかったという声を聞いています。町外のボランティアを待つのではなく、町民同士が助け合う仕組みを考えるべきではないでしょうか。町長はどのように考えますか。

5、「水害への対応は職員だけが行うのではなく、被災しなかった人も支援に回る。町は住民みんなでつくるもの。困っている人がいれば大丈夫な人が助ける。そんなまちづくりが大切なのでは」。

これは小さいお子さんのいるお母さんが語ってくれた言葉です。町は住民みんなでつくるもの。水害を機に、一人一人が自分事として災害に向き合うことが大切です。想定外のことが起きても、被災を免れた人が動く。そんな町を目指すべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

6、住民の協力を得るには、町が住民に信頼されていなければなりません。そのためには、今後のまちづくりにおいて災害対策を最重点事項とし、住民の命と生活を守ることを第一に掲げるべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 16番白内恵美子さんの総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の総括質疑、2点ございました。私から言うと、一般質

間で取り上げたほうがいいのかというふうな問題もありますが、せっかくですのでお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、財政の分析ですね、先ほども財政課長から説明しましたがけれども、過去最高となった要因ですが、平成30年度と比べ、歳入においては台風第19号の災害対応等に伴う特別交付税の増加や学校施設環境改善交付金、冷房設備対応臨時特例交付金、災害復旧事業費補助金等の国庫支出金や、これに関連した町債の増加、さらにふるさと柴田応援基金が大幅に増加したことなどから、約20億8,480万7,000円増加したものです。

次に、歳出においては、ふるさと柴田応援推進事業や、民生費では幼児教育・保育の無償化に伴う地域型保育施設等利用給付費や住宅応急修理等の災害救助費、衛生面では災害廃棄物処理委託料や仙南地域広域行政事務組合への災害の負担金、これはごみ処理でございます。教育費では小中学校空調設備設置工事、エアコンですね、学校施設大規模改造、トイレとか老朽化の校舎の改修でございます。さらに、令和元年台風第19号の災害復旧費の増加により、平成30年度より約18億5,262万3,000円増加し、過去最高額の決算となったものです。要するに、学校施設に力を入れたということ、台風19号への災害対策に備えたということ、それからふるさと納税が思った以上に増えた。大きな3点ではないかなと思っております。

2点目、令和元年度において経常収支比率が92.6%となった要因は、まず分子となる経常経費に充当した一般財源は73億2,155万9,000円と、平成30年度と比較して908万円増加しています。思ったより多くはなかったということですね。これは、仙南クリーンセンターに係る仙南地域広域行政事務組合への負担金やみやぎ県南中核病院企業団の負担金、公共下水道事業特別会計への繰出金において、一般財源の持ち出し額が増加したことによるものです。

次に、分母となる経常経費に充当した一般財源と臨時財政対策債発行額との合計額が79億333万6,000円となり、平成30年度と比較すると2,347万3,000円減少したことが、結果として経常収支比率を0.4ポイント上昇させたものです。

なお、柴田町の平成30年度の経常経費は92.2%で、宮城県内市町村の単純平均は93.1%、低いということです。また、全国の市町村の平均は93.0%となっており、これも低いということです。柴田町は他の自治体と変わらない経常収支比率となっています。

3問目、将来負担比率が悪化した要因。令和元年度の将来負担比率は31.3%となり、平成30年度の30.3%から1.0ポイント上昇した要因は、小中学校空調設備事業、これは議会からさん言われた案件でございます。学校施設大規模改造、トイレのこれも議員から言われたことでございます、老朽事業。令和元年度台風19号災害復旧事業等に係る起債が平成30年度末の

146億112万7,000円から令和元年度末の153億7,282万円と、7億7,169万3,000円、将来負担額が増えたことによるものです。

しかしながら、その一方で令和元年度末において、ふるさと柴田応援基金へ約6億9,346万円の積立てを行った結果、充当可能基金残高が増加したことや、交付税措置のある有利な起債を活用したことで、地方債現在高等に係る基準財政需要額参入見込額が約5億3,000万円増加したこともあって、多額の起債を行った割には平成30年度よりわずか1.0ポイントの上昇で済んだという面がございます。

なお、令和元年度決算における将来負担比率は、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており、健全性を確保しております。

4点目、借金返済額が収入に対してどれだけを占めるかを示す指標である実質公債費比率は、公債費比率の過去3か年の平均値となります。年度ごとの公債費は、平成28年度2.8%、平成29年度2.7%、平成30年度3.3%、令和元年度4.3%と推移しており、実質公債費比率が3.4%となったものは、単年度収支で2.8%だった平成28年度比率が算定から外れ、新たに令和元年度比率の4.3%が算定の基礎に加わったことによるものです。

次に、令和元年度比率が4.3%となった主な要因は、平成30年度に比べ、一般会計等から公共下水道事業特別会計への繰出金のうち、公営企業債償還金が約5,000万円増加したことや、仙南地域広域行政事務組合負担金のうちの仙南クリーンセンターの元利償還金分で約1,400万円増加したことなどによるものです。

しかし、早期健全化基準の25.0%と比較すると、柴田町の令和元年度決算に基づく実質公債費比率は1桁の3.4%であり、財政の健全性を保っております。

5問目、令和元年度決算では、平成30年度に比べ実質収支の黒字幅が減少したことにより、単年度収支が1,374万円の赤字になったこと、次に、実質的な黒字要素となる財政調整基金への積立て額が4,287万3,000円、一方で赤字要素となる基金の取崩し額が3億1,355万円、差引き、基金残高が2億7,067万7,000円減少したことで、合計2億8,441万7,000円の赤字となったものです。

なぜ赤字要素となる財政調整基金からの取崩しが増えたかといいますと、まず令和元年度一般会計当初予算において、増大する行政需要に対する財源不足を補うため、財政調整基金から3億6,477万5,000円の繰入れを見込んだこと、次に、4月以降の補正予算において、国県支出金や地方債などの特定財源で賄い切れない補正財源の不足分を財政調整基金からの繰入れで補ったためです。特に、令和元年10月の専決補正予算においては、台風19号災害に係る災害復旧

事業や床上浸水等の被害を受けた世帯に対する町単独の災害見舞金など、緊急に要する経費を措置するため、財政調整基金から5億9,165万円を繰り入れた結果、その時点で財政調整基金残高は約6億351万円となってしまいました。

その後、補助事業の採択や災害査定によって、国県支出金や地方債などへの財源振替が可能となったことや、年度末の各種事務事業の完了に伴う減額補正により、財政調整基金への繰戻しを行うことができたものの、結果として令和元年度末の財政調整基金残高は約12億2,969万円となり、平成30年度末の残高、約15億37万円から約2億7,067万円減少してしまいました。これが多額の赤字となった主な要因です。

2点目、災害を想定したまちづくり、一部ちょっと総括にふさわしくないんですが、回答を申し上げます。

1点目、台風19号の検証です。もうこれは何回も議会に報告しているし、住民の報告をしていますが、質問ですので改めてお答えします。

今回の災害の発生は、1つに、24時間雨量が359ミリと、昭和以降で過去最大の雨量を記録したこと、2つに、午後8時から午前1時までの短時間に1時間あたり30ミリから50ミリの猛烈な雨が5時間断続的に降り続いたことによるものと検証しております。さらに、東船迫地区では、旧槻木用水路において土砂崩れが発生したこと、また剣水地区では、下名生にある船岡五間堀排水機場が阿武隈川への排水停止を余儀なくされ、その影響で水位が急激に上昇したといった要因が重なったものと捉えております。

次に、被害が大きい地区の順に、1番目は下名生剣水地区で床上浸水123軒、床下浸水81軒、合計204軒、2番目は東船迫一丁目で床上浸水84軒、床下浸水23軒、合計107軒、3番目は北船岡一丁目で床上浸水73軒、床下浸水17軒、合計90軒となっています。

当時の住民の皆様の避難行動については、気象情報や河川情報、町からの避難情報に基づく自己判断により避難した方、また地域住民や自主防災組織、民生委員等の声がけによって、避難所や民間の施設に避難した方、垂直避難をされた方、公園等で自動車の中で車中泊をされた方々など様々な行動を取ったようです。

その結果、柴田町においては人的被害がなかったことを鑑みれば、住民の避難行動については、住民、行政及び自主防災組織等、関係者の皆さんとの連携、協力がスムーズだったと検証しております。

一方、今回、町では、まず災害現場に出向いた際の被災住民の生の声、住民懇談会に参加した288人からの意見や質問、また、議会、行政区、消防団、婦人防火クラブ、消防署や町長へ

のメッセージなど、多方面からの意見や要望などを基に、台風19号に係る雨の降り方や河川の状況、避難情報の伝達の仕方、避難所の運営、地区ごとの浸水被害状況や対応の仕方等について検証を行い、今後の対策を検討しました。

具体的な対策としては、まず町では水害対策や雨水被害の軽減を図るため、急遽、河川管理者である国や県に対し排水機場や監視カメラ、水位計の設置や河道掘削、支障木の伐採等を要望しました。また、町自体の対策として、河川のしゅんせつや大型ポンプ車の購入、常設ポンプの増設などハード面の整備を行うとともに、今後の気象変動による水害に対しては、町民の皆様、自分の命は自分で守るという意識を持ち、自発的に避難行動を取るという水防災意識の向上を図るため、水防災意識向上マニュアル等を作成していきたいと考えております。

2問目、白内議員の12月会議一般質問の際、住民懇談会は防災マップを完成させ、全戸配布した上で、さらに国や県、町の対応策がある程度固まった時点で説明会ができるようにということで、台風19号に関する住民懇談会を2月に開催することとしました。実際に、2月の住民懇談会では、水害発生のメカニズムや水害の被害状況、町の対応状況等について、写真やデータで分かりやすく説明することができました。さらに、国の水害対策として、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが決まり、また町が、河川管理者である大河原土木事務所に対し、被災者からの切実な声として緊急に要望した河道掘削や支障木の伐採、護岸補修等について、前向きな回答を持って住民懇談会に臨むことができました。

また、町においても、令和2年度予算に盛り込む水害対策関連事業等の具体策を示すことができたことで、今後の水害に対する問題意識の共有が図られた場になったのではないかと考えております。

残念ながら一部の住民の方々は、町からの説明に納得いかなかったようですが、全体として、おおむね前向きな懇談会になり、時期的には適切なものだったと考えております。

3問目、町全体に、被災した地域と被災しなかった地域との間に分断があるとか、台風19号による被災状況を話題にできないといった雰囲気蔓延しているとの認識は持っておりません。被災した多くの方々は、何とか生活の再建を目指し頑張っていられしやいますし、また被災した人も、しなかった人も、今回の水害を、明日は我が身と考え、被災状況や被災者の声を聞き、そこから得られた教訓を今後の防災・減災活動に生かそうとしています。

例えば、自主防災組織の機能強化や、洪水ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成によって、自主的な避難行動に結びつけられるよう、積極的に防災・減災に取り組んでいる地域も出てきております。町としては、こうした動きを大変心強く思っており、今後も全面的

に支援していくと優先にしたいと考えております。

なお、台風19号に関する被害状況の提供は、被災状況の写真などを町の広報紙やホームページにも掲載しております。さらに、これまでも行政区長会、柴田町BC会、民生委員児童委員協議会等でプロジェクターを活用し、町の浸水状況や、被害状況や、被災状況を分かりやすく説明してきております。

4問目、5問目は関連がありますので、一括してお答えいたします。

台風19号で被災された方々を支援するための災害ボランティアの拠点となる地域福祉センター自体が被災したため、災害ボランティアセンターは10月15日に設置されました。11月30日に閉鎖されるまでの47日間に参加したボランティアは、柴田町民が110人で、町外の方は102人。柴田町内の方が多かったということです。合計212人、さらに仙台大学の学生100人にも手伝っていただき、延べ人数で1,000人の方々に活動していただきました。

さらに、災害の発生前後において、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生児童委員、行政区の役員、防災士、防災指導員、柴田町建設工事協議会等の皆様、さらに友人や知人の皆様に、避難に対する声かけや避難誘導、被害を受けた方の住宅の後片付けや、清掃や、災害ごみや土砂の撤去など、多くのボランティア活動を行っていただきました。改めて、柴田町はボランティア熱が高い町であることを再認識した次第でございます。

こうした支え合いや助け合いがあったおかげで、柴田町においては人的な被害が生じなかったし、また災害ごみの処理も早急に行うことができました。改めて、ボランティア活動をしていただいた皆様に感謝申し上げます。

その後の動きとして、先ほど申しあげましたように、1つに、災害対応連絡会議において、災害弱者に対する声かけネットワークの構築が決まりました。2つに、自主防災組織連絡会において、災害が少ない地区が、被害が大きかった地区に応援に行くといった相互応援協力体制が整い、さらに自主的に東船岡小学校区防災会議も開催されておりますので、今後はいかに円滑に機能させ、実績を積み上げていけるかが大きな課題であると認識しております。

このような地域住民同士でお互い助け合い、支え合う仕組みを今後うまく軌道に乗せ、地域における防災力の向上に結びつけていくためには、常日頃から顔の見える関係づくり、いわゆるご近所付き合いや地区活動への参加、協力が不可欠であると考えております。柴田町では既に、白内議員が提案された助け合い、支え合うまちづくりに向けて、住民がいち早く歩み始めております。

6点目、柴田町は令和2年度の施政方針の中で、「誰もが安全・安心に住み続けられるまち

づくり」を戦略の第1番目に掲げております。1つに、風水害や地震等の自然災害から命や財産を守ること。2つに、医療・介護・福祉サービスの充実により、病気などから命と日常生活を守ること。3つに、事件・事故から命を守ることを既にまちづくりの基本に据えて事業を展開しております。

しかし、こうした事業を展開していくためには多額の予算が必要になりますことから、一方で国の交付金や補助金の有効活用や、観光まちづくりやシティプロモーションに取り組むことで、ふるさと納税の寄附額の増加を図るといった「稼ぐ力」にも重点的に取り組まなければなりません。

町長が町民の皆さんからお預かりしているお金は、住民サービスとして必要とされる支出全体の約43%、簡単に言うと、100万円のうち43万円でしかありません。これでは住民の命と生活を守るには財源が不足します。そのため、有利な国や県の資金の活用やふるさと納税の寄附金を獲得しながら、少しでも生命や生活へのリスクを回避する対策を講じております。

白内議員の主張はまさに正論であります。しかし、その正論を裏づける財源を確保しなければ、机上論で終わってしまいます。机上論だけでは、町民への信頼は得られません。財源を確保し、災害対策を実行に移してこそ住民の信頼を得られるものと思っております。

なお昨日、9月6日現在でふるさと納税が4億円を超えましたことをご報告申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私が、検証が十分ではなかったと思うことは、例えば施設に避難した人数はきちんと把握はしておりますけれども、垂直避難をされた方の人数や車中泊をされた方の人数もきっと分かっていないと思うんですね。車中泊や垂直避難した方は、2日間にわたって2泊しなければならなかった方もいらっしゃるんですよね。どの地域がそういうことが起きたのかというところはきちんと把握しておかなければならなかったと思います。垂直避難した方で、実際に自衛隊に応援いただいて、また再避難をした方というものも地域ごとにしっかりと押さえていただきたいと思います。

一番気になったことが、町長の最後のところですよ。柴田町は施政方針の中でも、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりを戦略の第1番目に掲げていると。これは令和2年度の施政方針ですが、それであれば、なぜ、例えば今議会の補正予算に緊急浚渫推進事業実施設計委託料や五間堀川緊急浚渫委託料、古河水門開閉装置改修工事、槻木旧用水路一部隧道撮影調査委託料等が掲載されておりましたが、これは本来、令和元年度中に行うことだったのではないですか。もう今年も既に台風シーズンに入って、今も台風10号が大変な状況で、九州地方

も大変だと思うんですけども、いつこちらに来るか分からない状況にも至っていますよね。間もなく1年です。1年たってから、こういうことをするんですか。令和元年度になぜやらなかったのか。そこを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 被災者の方々を、垂直避難したか、車中泊したかというのは、1万6,000世帯、全部調査するよりも、これを踏まえた教訓を基に、今後水害が起こらない対策を投じるほうが、私はいいのではないかと考えております。

今回のこの議会においても、災害の事前対応として、洪水ハザードマップを作ったマイ・タイムラインを推進して、地域住民が事前に避難リスクを回避できるようにしてくださいと。それから、コロナウイルスのほうで、避難所の運営にもっと力を入れなさいというお話がございました。

ですから私としては、ある程度のデータをつかんでおりますので、それに基づいて今後の教訓でやらなければならないこと、町がやらなければならないことを率先して実施していく。

これまでは、国も県も柴田町も、洪水を防ぐということを大前提にやってまいりました。残念ながら、この雨の降り方によりますということ、公共事業に対する資金の問題、それから高齢者が増えてきたという問題で、これまでのように洪水を防ぐために川の中に施設を造って、水をためて、それを太平洋に流すというものはもう取れないということが言われております。それを、水害に対する考え方を変えていかないといけないと。洪水は必ず起きるんだということで、そうしたときに町の役割は何かということになると、もちろん水害を防ぐ対策は取りますが、まず水害の手だてのほうを言いますと、上流から中流、下流まで、それぞれ管理者が違う中で、なかなか柴田町では、もう施設で水害を防げるということはできないということがまず前提としてございます。

そうした中で、町がやるべきことは、住民の命を守るための事前のリスクをいかに回避していくか、住民とのリスクコミュニケーションを使って、まずは問題点の把握、それから時系列的なマイ・タイムラインによって自分がどう行動していくか。行動して、実際避難した場合に、効率的で安心、快適な避難所運営、そこに町の役割はシフトしてきているということを町民にまず認識してもらわなければならないということです。

もう施設で、雨の降り方が違いまして、水害は防げないと。これは私が言っているわけではありませんよ。国もそういう方向に考え方を変えた。これが水防災意識再構築社会の実現と。国がそういうふうの方針を変えてきているということでございますので。

まずは教訓を、いろんな、本当に被災された方々の教訓、職員も聞いているし、私も現場に行って生の声を聞いておりますので、それを基に新たな体制を組んでいきたいと思っております。

次に、予算化の関係でございますが、先ほど言ったように、柴田町が当初予算を組み始めるのは11月でございます。そのときに、しゅんせつについては、秋本議員から指摘があったように、全額、国の金の起債が使えるという動きがございました。確定はしておりません。そういう情報も得られておりました。また、河川のしゅんせつは11月1日からでないといけないということでございましたので、そのしゅんせつに係る国の起債条件は100%、国のお金が使えますので、9月補正予算で対応しても問題ないということで、今回組ませていただいたということでございます。

水門の工事でございますが、これにつきましては先ほど言ったように、まずは他チャンネルで住民に避難行動ができるような情報を整備するというところで、デジタル無線の2億円もありましたし、そういう防災ラジオの動きも当時ございましたので、まずは柴田町がやらなければならないことは、住民の自主的な避難行動を促すための整備、こちらを優先したということでございます。

古河水門の改修工事で、残念ながら人の命を全て守ることは当時はできないということなので、全体に係る整備を優先に予算を組んだということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 例えば、しゅんせつの実施設計委託料等も11月過ぎからしか委託できない、冬場しかできないとしても、冬場はできるわけですよね。そうすると、国の予算がつく、つかないではなく、まず町として急ぐべきことは何なのかということを考えて、冬場のうちにやっておかなければならないことはあると思うんですよね。例えば、槻木旧用水路の写真撮影等も、どうしてここまで時間がかかるのか。令和元年度で行っておけば、今年の台風に備えられたのではないかと思うんですけれども、これに対してどうですか。結局、国の予算がつくかつかないかによってしか町は判断しないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 財源が、先ほど言ったように、町長が町民の行政サービスを全て町民が町長に預けてくれるという仕組みになっていないところに問題があります。一般財源は43%しかないということをご理解いただかないと話がかみ合わないということです。

ですから、当時分からなかったわけではないんです。秋本議員がそういう質問をされてお

ましたのでね。100%ですよ、そうすれば、その一部分だけやる。二、三百万円の話ではないんですね、しゅんせつは。相当のお金がこれからかかっていくときに、起債を使ったほうが有利であるということも、町長の責務の一つでございます。

そういうことで、当初、頭の中にはありましたけれども、最終的に国の制度が決まってから補正予算を組んで、これから順次やっていくということになります。

それから、そのカメラなんですけど、これも指摘を受けましたけれども、11月1日以降、渇水期にならないとキャタピラーが入っていかないんですね。それまで水を使っていますのでね。

そういう、水についてはいろんな制約要件があるということもご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再々質疑ありますか。（「終わりました」の声あり）失礼。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君、登壇を許します。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。大綱1問、質問させていただきます。

我が国の人口の推移を見ますと、2004年12月にピークになり、それ以降減少に転じると同時に高齢化率が高まる傾向です。65歳以上の高齢化率は、柴田町では29.9%で、最近の新聞報道では、宮城県全ての市町村が高齢化率20%を超えたそうです。このような社会に求められることは、持続可能な社会で、身の丈に合ったまちづくり、いわゆるダウンサイジングの発想が求められます。

このような観点から、令和元年度の決算資料から、負担金補助及び交付金の項目について伺います。

推移を見ますと、平成28年は26.41%と少し高くなっておりましたが、ほかの年はおおよそ20%前後で推移していました。補助金は町民活動や経済活動、行政の運営を活性化させ、まちづくりを促進させるために重要な役割を担っています。しかし、ややもすると長期化、固定化する傾向にあり、自主活動の弊害になったり、既得権化するなど、運用を間違えるとかえって自治の後退を招くおそれがあります。

地方自治法第232条の2には、「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合においては寄附又は補助をすることができる」とあります。決算額の20%を占める最大項目ですので、補助金等が条文の「公益」に沿っているのか、その検証をする必要があると考え、質問します。

1、平成30年度決算より2億2,361万円高くなっておりませんが、その要因は。

2、負担金や交付金は特定の団体が事業を実施することによって町が利益を受ける場合等や責任が生じる場合に出資されます。内容的には、義務的出資と任意的出資があると思いますが、割合や出資先など詳細を明らかにしてください。

3、補助金についても、義務的補助なのか任意的補助なのか、詳細を求めます。

4、義務的補助金であれば、根拠となる法律や条例を示すことが必要ですし、任意的補助であれば、その補助の目的を示し、開始時期と終了時期を事業ごとの要綱や規則で明らかにする必要があると思います。整備されていますか。

5、運営費補助の場合、どのような積算根拠で金額を決めたのか、積算根拠を伺います。

6、事業費補助であれば、事業申請と審査が補助金決定には必要になると思います。どのような審査をされていますか。

7、補助金等の効果を検証することが公益にかなうことと思いますが、補助金等の効果の検証はされていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 7番秋本好則君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） まず、これも繰り返しになりますが、お答えいたします。

平成30年度決算と比べ、負担金補助及び交付金が高くなった要因としましては、民生費における幼児教育・保育の無償化に伴う給付費や私立保育所整備費補助金の増、ペンギンエデュケーションさんですね。衛生費における昨年10月の台風19号の災害に関連する仙南地域広域行政事務組合負担金、災害ごみの焼却です。それや、みやぎ県南中核病院企業団への負担金、病院建設に係る分ですね、1億9,000万円ほどあります。災害復旧費における被災農家支援、これは農機具が水没したことへの支援です。そのための補助金の追加などが挙げられます。

2問目、負担金補助及び交付金、これは19節と、投資及び出資金、24節。今、23になったのかな。節は、地方自治法施行規則第15条2項において、歳出予算の節として明確に区分されています。出資金ということであれば、令和元年度末時点での出資先は、決算書273ページから274ページに記載のとおりとなっており、投資及び出資金から支出した場合、財産に関する調書において、有価証券または出資金と現在高に財産として整理されています。

投資という性格上、出資は任意であると考えますが、他団体と共同で出資する場合や、その団体への追加出資は議会会議等を経て決定されるため、義務に近いとも言えると考えます。

3問目、負担金補助及び交付金は3つに区分され、負担金は法令または契約等に基づいて支

出されるものであり、義務的なものであると考えます。補助金は、地方自治法第232条の2に基づき、普通地方公共団体がその公益上必要があると認めた場合においてできるものであり、地方公共団体の判断が入ることから、任意的なものであると考えます。交付金については、法令等により地方公共団体がすべき事務を他団体に委託している場合に、その事務処理に対する報償として支出するものでありますが、本町においては、このような意味での交付金はないものと認識しております。

補助金の割合については、それぞれ策定している交付要綱の中で定めており、令和元年度は約120の事業に対して補助金を交付しています。

4問目、3点目でも申し上げましたが、補助金は全て任意的なものであると考えています。補助金は、それぞれ交付するために要綱を定めており、その中で目的と開始時期はうたっております。終期については特に定めておりませんが、予算要求に当たっての方針として、町単独の補助金については3年、国県補助金を伴うものは、国県補助金の終期を原則としております。

さらに、予算要求の際に作成する補助金調査表により、補助の妥当性について検証をした上で、予算を議会に提案しております。

5点目、補助金は多岐にわたっており、それぞれの事業ごとに要綱で定めております。

6点目、交付の申請は、それぞれ交付要綱に定められており、定められた申請書に必要書類を添付して申請します。その後、担当課において、申請書の事業内容が要綱に定めた目的や対象経費に合致しているかを確認し、交付を決定しています。

7問目、監査委員による財政援助団体等に関する監査や予算要求における聴取において検証をしております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 回答ありがとうございます。

私がこの総括質問を考えたときに、ちょっと前に遡るんですけども、昨年度の決算審議における附帯決議というものを出示しております。その中に、補助金についてという形がありまして、その中で、効果、検証はされていますかという附帯決議があったんですが、それに対する町長の答え、覚えていらっしゃいますか。これを読むと、物差しがないので評価できないという回答で、実質的ゼロ回答でした。私はこれを聞いたときに、ちょっとおかしいと思ったわけですね。

というのは、これは一般質問でも触れましたけれども、町長はこれからの自治体の在り方、

職員の在り方という形で、新しい職員像というものを提案されておりました。その中で、これは今までのやり方と変わるんだという、私は考えを受けました。そして、これで柴田町も少し違った方向の展開ができるのではないかなと思ってきたわけです。この中身については、住民自治によるまちづくり条例の目指す方向と全く同じだったわけですから、そのことを聞いたわけです。ただ、そのときにゼロ回答だったことがちょっと腑に落ちなかったものですから、そこについて聞いてみました。

今、地方自治法の第1条には、民主的にして能率的な行政をする。第2条においては、最少経費で最大効果を出すということがうたわれております。

このようなことを考えていきますと、この総括質問にも私は書きましたけれども、新しい考え方、ダウンサイジングの考え方が求められると思いますので、そのためには業務全体の棚卸しと申しますか、見直しが必要になってくるのではないかと思うんです。どのような業務が存在していて、それにどのような人材をかけていって、どのような時間をかけているのか、そしてどのようなコストをかけているのか、そしてどのような手順で行っているのか。そういった観点から、柴田町の業務そのものを見直していく必要があると思いますけれども、この点について町長のお考えを伺いたいと思います。

それと、補助の大綱、今、運営費補助とか事業費補助とか、いろいろ私、性格別の補助金の在り方を述べておりましたけれども、要綱で詳しく書いてあると第3問目に町長が述べられましたけれども、私が見ました、これは全て見たわけではないんですけれども、要綱を見ますと、事務手続とかそういったことは書いてあるんですが、何を目的にしている、どのような事業に対して、どのような審査を行ってするのかという、そこまで書いている要綱は、私は見られませんでした。こういう内容のものについて、あるのか。これも2問目としてお聞きしたいと思います。

それと、もしこれがない場合、支出の明確な原則あるいは基準がない場合、どのようなことになるかといいますと、画一的、総花的になりやすい。そして、補助金の上限額が決まっていない場合、政治判断になる場合が多いという、そういうふうな分析があります。あるいは、行政がすべきことを、補助金を出すということによって、安易に団体とか地域に仕事を押しつけているという場合もあると思います。こういったことがあるのかどうか、ちょっと考えをお伺いしたいと思います。

この見直しをするときに、公益性あるいは透明性、自立性の可能性を失っていないか。そういった判断も必要となるとと思いますが、この見直し基準の中身について、町長のお考えを伺い

たいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 具体的な補助金名を出していただかないと、抽象的で、ほかの議員の皆さんも多分分からないと思います。人材をどのように、業務の棚卸しと簡単に言うんですけども、毎日仕事をしている中、人材をどのように配置して、時間内でどのぐらいコスト、その手順とかと言われても、具体的に最低限こういうルールで検討してくれと言われたい限り、それは無理だと思っております。

2番目、要綱に、いろいろ読んだときに不備があったということでございますので、120ある要綱のうち、具体的に示していただいて、それに基づいて議論しないと、これも分からないということになります。

出資の基準とか、安易に団体にしているのではないかとということでございます。柴田町においては、そういった秋本議員が指摘するような、長期化したり、固定化したりする補助金もございませんし、自主活動を阻害したり特権化するような補助金もございませんので、具体的に、長期化、固定化する傾向にある補助金は何なのか、自主活動の弊害になったり、既得権化するおそれのある補助金は何なのか、具体的にまず示してもらって、それについて議論をさせていただければなと思っております。

逆に、公益性、透明性、自立性ということであれば、どういう基準に基づいて、これを公益性、透明性、自立性という基準がどうするのか。それも示さないと、やり取りにならないというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 昨年度の附帯決議の回答と同じような回答をまた聞いたような感じがします。私が言っていることは、補助金を出すなということを行っているのではないんですよ。補助金を出すことは、確かにいろんなメリットがありますから、それでいいんですけども、それが運営費補助なのか、それとも事業費補助なのか。これを今、120の中、直接項目を上げろという話でしたけれども、これは補助金を決定する行政サイドでやるべきではないでしょうか。というのは、何を目的として運営費補助をするのか、どういう事業に対して事業費補助をするのか、それは120全部違うと思うんです。ですから、120それぞれ決定するときに、その決定する内容を明らかにしていって、皆さんに示すということが、公平性、公益性にかなうのではないのでしょうか。

今それを私に、その120を全部出せと言われても、これはできる話ではないんです。私が、というのは、補助金を決める立場ではありませんので。補助金を決めるときに、この団体はどのような目標にして、何を目的にするのか、何を助成すべきなのかということを経営、例えば120、今あると言われましたけれども、120枚の紙にまとめて、これについて、どういう事業があって、そのために何を目的にして、いつから補助を出すのか、そしてその補助を計上する積算根拠はどういうことでこの金額を決めたのか、そして、それは義務経費なのか、それとも任意なのか、もし義務であれば、法律、条例第何条に基づく交付基準だということを示していかなければ、これからのダウンサイジングしていくスマート自治体にはならないのではないかと思いますけれども、その基準、これは私が決めるのではなくて、補助金を交付、決定をするときにそれは決めるのではないかと思います、違いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 1つでもね、120全部ということではなくて、疑問に思っていることを1つ出してもらったほうが分かりやすいと答えたものでね。120の事業を審査するものは、うちの担当課が住民からの要望に基づいて、どういう目的で、どういう事業内容で、どのぐらいの金額を用意して、その際に柴田町がどのように補助金を出すかということをはきちと精査をして、それについては要綱、要領をきちとつくって出しているということでございます。その結果については、監査委員にきちと審査をしてもらっておりますので、特に秋本議員が心配するような具体性がないときには、抽象の議論になってしまうと思っておりますので。決算審査委員会には副町長がおりますので、ぜひ具体的な事例を挙げて、皆さんでご議論いただければと思っております。

ダウンサイジング、簡単に言葉でダウンサイジングといいますけれども、舟山議員に答えたのかな、柴田町はもちろん業務の効率は図りますが、行政は国の言うように、人を半分に減らしてスマート自治体という気持ちも分かりますけれども、ますます公務員の仕事は、私は増えてくると、そういう複雑な社会になってきていると捉えておりますので。もちろん、業務の効率化はRPA等でやってはいきますが、最終的には一つ一つの心配事を人を通じて解決していく、それが行政の務めだろうということなので、ダウンサイジング、補助金をカットしたからダウンサイズにつながるという面もありますけれども、全てそうならないということもお話しておかないと町民に誤解を生みますのでね、お伝えしていきたいと思っております。

ですから、心配なされることを、全部は要りませんので、これとこれとこれと3つぐらい挙げて、事前によこしていただいて、それに基づいて町の回答を出させていただきたいと思いま

す。

○議長（高橋たい子君） これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は議会運営基準により、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号から認定第7号までの審査結果報告は、9月会議の開催期間の都合により9月16日正午までにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は9月16日正午までと決しました。

9月会議は、本日ただいまから9月16日正午まで決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、9月会議はただいまから決算審査特別委員会等のため休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月16日午後1時再開いたします。

それでは、決算審査特別委員会の開催のため、委員は午後1時、委員会室にご参集のほどお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時54分 延 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平 間 幸 弘